

令和4年度学研高山地区第2工区事業化推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)目的

本業務は、本市において令和4年6月に策定した「学研高山地区第2工区マスタープラン」を踏まえ、事業化に向けた具体的な検討や地権者組織等の運営支援を行うとともに、先行的に事業実施する個別地区のまちづくり協議会の設立支援を行うことにより事業化に向け推進するものである。

(2)業務名

令和4年度学研高山地区第2工区事業化推進業務

(3)業務内容

「令和4年度学研高山地区第2工区事業化推進業務 仕様書(別紙1)」のとおり

(4)業務期間

契約の日から令和5年3月24日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

7,348,000円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等の業種のうち、建築設計又は建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。)又は物品・委託業務業者登録申請書(取引希望種目分類表の H(各種委託業)ク(調査・分析)に登録していることを要件とする。)を提出していること。
- (2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去10年間(平成24年度から令和3年度)に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業に係る運営支援、検討、計画又は構想の策定業務の実績があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。
- (5) 技術責任者として、「都市及び地方計画」の分野における技術士(建設部門：都市及び地方計画)又は RCCM(都市計画および地方計画)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)かつ土地区画整理士の資格取得者を配置できること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(法人)にあっては法人の役

員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限:令和4年8月12日(金)15時まで(必着)

(2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日:令和4年8月17日(水)

(4) 回答方法:生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本9部

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)(参加資格(4)に該当するテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)(過去10年間(平成24年度から令和3年度)に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業に係る運営支援又は検討業務の実績が確認できるテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)(過去10年間(平成24年度から令和3年度)に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業に係る運営支援、検討、計画又は構想の策定業務の実績が確認できるテクリス、契約書、仕様書等の写しを添付すること。)

キ 業務スケジュール(任意様式)

ク 企画提案書(任意様式)

ケ 参考見積書(任意様式)

※ 様式5、7、8については会議運営支援の実績を含むかどうかを確認できるものを必ず添付すること。

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領(別紙2)」参照

(3) 提出期限等

① 提出期限:令和4年8月25日(木)15時まで(必着)

② 提出場所:生駒市役所都市整備部拠点形成課学研推進室

③ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日:令和4年8月31日(水)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

実施日:令和4年9月8日(木)予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績・実施体制 20/120点

評価項目	評価の着眼点	
	判定基準	
会社の業務実績	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは土地区画整理事業に係る会議運営支援及び検討業務とする。	過去10年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件) ・土地区画整理事業に係る会議運営支援又は検討業務のどちらか一方のみ(1点/件)
技術責任者及び担当者	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは土地区画整理事業に係る会議運営支援及び検討業務とする。	過去10年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件) ・土地区画整理事業に係る会議運営支援又は検討業務のどちらか一方のみ(1点/件)
小 計		

(2) 参考見積書 10/120点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案書

90/120点

記載項目	評価事項
事業及び業務に対する理解度	・学研高山地区第2工区マスタープランについて理解しているか。 ・業務の目的や内容について理解しているか。
事業化に向けた検討	・当地区の特性や段階的整備について理解したうえでの提案となっているか。 ・整理・とりまとめの手順を明確にし、発想力や着眼点に優れているか。
地権者組織及び新たなまちづくり支援組織の運営支援	・地権者の意識醸成や知識深化が図られる提案内容か。 ・支援組織の役割を理解し、具体的な支援内容が提案されているか。 ・資料作成の手順を明確にしているか。
個別地区意向調査及び個別地区まちづくり協議会設立支援	・意向調査の目的を理解しアンケートの内容設定や結果の分析方法について、具体的に提案されているか。 ・協議会設立までの手順を明確にしているか。 ・具体的な支援内容が提案されているか。
追加提案	・仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和4年8月5日(金)
質問受付締切	令和4年8月12日(金) 15:00まで
質問回答	令和4年8月17日(水) 15:00にHPに掲載
企画提案書等受付締切	令和4年8月25日(木) 15:00まで
第1次審査	令和4年8月31日(水)(予定)
第2次審査	令和4年9月8日(木)(予定)
結果通知	令和4年9月9日(金)(予定)
契約締結	令和4年9月中旬(予定)
業務開始	令和4年9月中旬(予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査を令和4年8月31日(水)に実施し、以下繰り上げる。

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うこと

とがあります。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所都市整備部拠点形成課学研推進室 担当:秦、立田、金剛

生駒市東新町 8-38 TEL:0743-74-1111 内線 3860、FAX:0743-74-9100

E-mail:gakken@city.ikoma.lg.jp